

平成 29 年 第 2 回定例会

道 志 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 6 月 6 日 開会

平成 29 年 6 月 9 日 閉会

道 志 村 議 会

平成29年第2回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月6日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○一般質問	10
佐藤一仁君	10
佐藤和彦君	18
佐藤長久君	20
佐藤進君	28

第 2 号 (6月9日)

○議事日程	37
○出席議員	38
○欠席議員	38
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	38
○職務のため議場に出席した者の職氏名	38
○開議の宣告	39

○議事日程の報告	39
○報告第1号の報告	39
○報告第2号の報告	39
○承認第1号から承認第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第30号から議案第37号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○諮問第1号の上程、説明、意見、採決	47
○同意第1号から同意第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	48
○閉会中の継続調査について	50
○村長挨拶	51
○閉議の宣告	52
○閉会の宣告	52
○署名議員	53

平成29年第2回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年5月30日

道志村長 長 田 富 也

記

1 日 時 平成29年6月6日(火)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	佐藤長久君	2番	菅谷政文君
3番	佐藤和彦君	4番	杉本孝正君
5番	佐藤進君	6番	出羽和平君
7番	山口博康君	8番	大田博文君
9番	池谷高明君	10番	佐藤一仁君

不応招議員（なし）

平成29年第2回道志村議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年6月6日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 1号 平成28年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第 5 報告第 2号 平成28年度道志村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第 6 承認第 1号 専決処分の承認について（道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 第 7 承認第 2号 専決処分の承認について（平成28年度道志村一般会計補正予算（第6回））
- 第 8 承認第 3号 専決処分の承認について（平成28年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回））
- 第 9 議案第30号 道志村防災コミュニティセンター設置及び管理条例
- 第10 議案第31号 道志村行政連絡員設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第32号 道志村個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- 第12 議案第33号 道志村税条例等の一部を改正する条例
- 第13 議案第34号 道志村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第35号 道志村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第36号 道志村営住宅条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第37号 道志村若者定住応援条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第38号 平成29年度道志村一般会計補正予算（第1回）
- 第18 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 第19 同意第 1号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 第20 同意第 2号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第21 同意第 3号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第22 同意第 4号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第23 同意第 5号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第24 同意第 6号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
-

出席議員（10名）

1番	佐藤長久君	2番	菅谷政文君
3番	佐藤和彦君	4番	杉本孝正君
5番	佐藤進君	6番	出羽和平君
7番	山口博康君	8番	大田博文君
9番	池谷高明君	10番	佐藤一仁君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	教育長	長田和夫君
総務課長	山口晃司君	住民健康課長	山口亮君
産業振興課長	佐藤万寿人君	教育課長	諏訪本栄君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 佐藤太清君

◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成29年第2回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） おはようございます。

平成29年第2回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙にもかかわらず、全員のご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。また、日ごろ精力的な議会活動に対しましても、心からの敬意と感謝を申し上げます。

先月は、明るいニュースが飛び込んでまいりました。2020年に東京オリンピック自転車ロードレースが東京都調布市をスタートし、国道413を通過し、富士スピードウェイをゴールとするコース案が浮上し、大会組織委員会が検討しているとのことであります。このコースの変更案が正式なものになりますと、知名度の向上に伴う交流人口の増大、国道整備の促進やコース周辺の環境整備にもつながる、本村にとりましても非常に有益なものになると思われれます。オリンピック組織委員会の今後の動向に注視するとともに、山梨県や関係町村と連携を図りながら、誘致に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、まち・ひと・しごと創生法が平成26年施行されて以来、政府は、毎年6月に地方創生に向け重点施策をまとめた方針を策定しております。本年度3回目となる指針について、東京一極集中の是正、地方産業の振興としてサテライトオフィス、時間や場所にとらわれない勤務体系であるテレワークの推進、空き店舗の解消などを盛り込んだものとなっております。本村におきましても、この施策に沿い、今後、首都圏に近い立地や自然環境を生かしながら、道志村のよさを発信しつつ、こうした労働環境を求める方々を受け入れる新たな方策を総合戦略推進会議の中で考えていきたいと思っております。

次に、移住・定住対策として、本年度から、住宅取得者への支援、移住者への家賃2分の1の助成、保育園児の第2子以降の無料化、小中学校への入学祝い金の創設、ポケットパークの整備など、さまざまな形で子育て世代への支援を中心に移住策を実施しておりますが、今後の課題は、高校生への通学支援をどうするかであります。現在、通学助成金として月額1万円の助成を行っておりますが、高校生のクラブ活動、通塾など送り迎えする保護者の負担を考えると十分でなく、高齢者の通院、買い物などにも、いつでもどこでも対応できるオンデマンド交通の構築が必要であるとも考えております。

続いて、アンテナショップの設置や地域おこし協力隊とタイアップした産業の6次化を進めておりますが、道の駅どうしの農産物出荷組合の方々にもご協力をいただきながら、地域の産物を生かした魅力ある特産品の開発の普及に努め、あわせて、農林業の従事者の省力化のための施策であります農林道整備や鳥獣害防除施設の設置など、中山間地域所得向上支援事業を導入し、推進してまいりたいと考えております。

最後に、生活基盤、生活環境の改善です。いかに、安全かつ早く中心都市や主要道路にアクセスできる道路網を整備するかが、今後の道志村の盛衰を分ける大変大きな問題であると、私は捉えております。膨大な費用と時間を要する大事業であります。人口減少、産業の創出、地域振興、防災対策など全ての解決の糸口として、道坂峠のトンネルの建設の促進を推進していきたいと考えております。加えて、これまでの4年間、地域振興、住民福祉の向上を目指し、道志村総合計画、総合戦略、過疎計画、地域強靱化計画などの主要計画の策定に取り組んでまいりましたが、これから、この計画に沿って施策をより加速させ、履行しなければならないと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。次第であります。

さて、今期定例会に提出いたします議案などにつきましては、平成28年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書、平成28年度道志村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を2件、平成28年度道志村一般会計補正予算（第6回）、平成28年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）の専決処分の承認2件です。道志村防災コミュニティセンター設置及び管理条例、道志村行政連絡員設置条例の一部を改正する条例、道志村個人情報保護条例などの一部を改正する条例、道志村税条例などの一部を改正する条例、道志村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例、道志村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、道志村営住宅条例の一部を改正する条例、道志村若者定住応援条例の一部を改正する条例の条例8件、平成29年度道志村一般会計補正予算（第1回）、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件、道志村農業委員

会委員の任命について同意を求めることについて6件となっております。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げますとともに、今後における事務事業の執行と行政運営全般に対しましても、ご理解ご協力を重ねてお願ひ申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から平成29年1月、2月、3月及び4月分の例月出納検査についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

一般質問について申し上げます。本定例会においては、申し合わせ事項により、一般質問に一問一答方式を加えて行います。一般質問の通告者及び当局者は質問並びに答弁の要旨をわかりやすく簡潔にお願いします。

次に、平成29年第1回定例会において、議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、山口博康君。

〔議会運営委員長 山口博康君 登壇〕

○議会運営委員長（山口博康君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成29年第1回定例会において本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に申し出、3月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

5月30日、午後1時30分より役場2階会議室において委員会を招集しました。出席者は委員全員と議長、提出議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

決定された事項は、次の3項目です。

- 1、会期は本日より6月9日までの4日間とし、配付してある日程表のとおりとすること。
 - 2、一般質問の通告は4名です。3、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。
- 以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 総務文教常任委員長、佐藤進君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 進君 登壇〕

○総務文教常任委員長（佐藤 進君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成29年第1回定例会議において、総務文教常任委員会事業の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

平成29年3月6日、総務文教常任委員会の委員会活動として、本年度4月から小中一体型校舎完成に伴い、同一敷地内において、小学校並びに中学校の一体型校舎における今後考えられる問題点や小中一貫教育に向けての課題についての話し合いを道志小中学校教諭を対象に申し出たが、中学校においては、卒業式や高校の入試結果発表等定期的に難しいとのことなので、今回は、引っ越し等の忙しい中ではありましたが、道志小学校教諭を対象にアンケート形式で協力していただきました。

平成29年3月23日に、名取校長よりアンケート集計結果をいただき、教員サイドからの一体型校舎における利点や問題点を聞くことができました。その中には、教育上必要不可欠のものもありましたので、委員会としても、早目の対処を行いたいと思います。また、これらについての委員会の閉会中の継続調査申し出につきまして、所管事務の調査を今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申し出ました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了します。

○議長（出羽和平君） 建設厚生常任委員長、佐藤和彦君。

〔建設厚生常任委員長 佐藤和彦君 登壇〕

○建設厚生常任委員長（佐藤和彦君） 建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成29年第1回定例会におきまして、所管事務の調査において継続調査を要する旨を議長に対し申し出し、3月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

去る4月21日、午後3時より5時半まで、役場2階の会議室におきまして委員会を招集しました。委員全員と議長、会議の事件説明のため産業振興課長、職務のため議会事務局長の出席がありました。

招集に係る事案は、次の6項目であります。村道・林道・水路・建物等、村が所有する、管理する物件の危険箇所調査の日程。水源の森を含む馬場地区の借地、また村有地の再利用計画の早期策定について。横浜水カフェどうしの検証の結果を受けまして、今後の動向を精査する。新採用を含む役場職員の教育、また服装。道志村名誉村民でもある故西川鏡先生の石像を早期移転。また、先進地視察について提案することに決定をいたしました。また、これらについての委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定によりまして、議長に申し出をした。

以上をもって、建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了させていただきます。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、菅谷政文君。

〔広報常任委員長 菅谷政文君 登壇〕

○広報常任委員長（菅谷政文君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成29年第1回定例会において、所管事務の調査について会議規則75条の規定により継続調査を要する旨を議長に申し出、3月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月21日、午前9時より、議会事務局室において広報常任委員会を開催いたしました。委員全員と議長及び議会事務局長の出席がありました。その後も3月22日から28日までの合計6日間において、道志議会だより第34号についてのレイアウトや掲載する記事の内容について協議、編集を行い、4月6日完成し、4月7日から全議員の皆様方にご協力をいただきまして、全戸配布させていただきました。

平成29年5月17日に甲府、自治会館において、第1回町村議会広報編集委員長会議があり、出席してまいりました。参加町村の皆様方との意見交換もあり、大変有意義な会議であったことを報告させていただきます。

また、29年5月30日午後10時より議員事務局室において、議長、事務局長、委員において、6月定例後の第35号、道志議会だよりのレイアウトや掲載する内容、日程について協議いたしました。

以上、3項目が広報常任委員会閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告させていただきます。

また、委員会の閉会中の継続調査につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要することと決定しましたので、会議規則の規定によりまして、議長に申し出ました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第2番議員、菅谷政文君及び第3番議員、佐藤和彦君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9日までの4日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日までの4日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告者は4名です。これから通告順に発言を許します。

◇ 佐藤一仁君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、10番、佐藤一仁君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 10番、佐藤一仁君。

〔10番 佐藤一仁君 登壇〕

○10番（佐藤一仁君） おはようございます。

平成29年第2回定例会に当たり、通告に従い、3点について質問をいたします。

最初に、道志村が今後4年間どのような方向に向かうのか、非常に大事な村長選挙が来月予定されておりますが、村長選挙についてお尋ねいたします。

多くの村民から、立候補予定者による公開討論会並びに告示後の立会演説会等を求める声がありますが、そのことについて村長はどのように考えておられるのか、まずお聞きします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） ただいまの質問に対しまして、お答えいたします。

公開討論会については、告示前に政策を訴える機会ではありますが、中立・公正な団体からの要請により、双方の承諾により解禁されるものと認識しております。公平・中立な考え方に沿った申し出であれば、討論会の参加は考えられますが、現段階では要請もありませんし、このことについては考えておりません。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） ただいま答弁いただいたわけですが、村長の答弁の中に、中立・公平な立場の方という答弁があったと思いますが、そういうようなところからの要請があった場合には、それに応じる考えがあるのかどうかを再度お聞きしたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 討論会の参加も考えられます。要請は今のところないですが。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） では、そのような立場の方からそのような要請があった場合には、村長はそのことに応じるという考え方でよろしいですか、再度お聞きします。

現時点では、近隣の町村を見ましても、青年会議所等が間に入りまして、そのようなことがなされているというふうに聞いておりますが、具体的な名前を出したそのようなところからの要請があった場合には、村長は応じる考えがあるのかどうかということを再度お聞きいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 要請があったその時点で考えます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） その時点で、要請があったときに考えるということは、現時点では、はっきり答弁ができないということのようでございますが、本村においては、選挙年齢が18歳以下に引き下げられて初めての選挙であります。公開討論会を行い、その公開討論会に住民が参加することで、来るべき選挙に向けて、立候補予定者の政策を知ることができます。しかも、生の討論を聞くことができるわけですから、住民にとっては大きな判断材料になると思われませんが、そのことについてはいかがお考えなのか再度お聞きします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 一部の政治思想を持った方々、または隔たりのある方が申し入れる場合、だから、まだ申し入れがないから、どういう返事をしていいかわからない。

以上。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） そのことは、きょう、傍聴にも見えておる方もおりますので、再々質問までしたということで、この件については、これ以上の質問はできませんので、次に移らせていただきます。

前回の村長選挙においても、両陣営に対して公開討論会の要請があったように伺っておりますが、長田村長は辞退したと聞いております。その理由についてもお尋ねいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 討論会の要請があったかどうか定かではなく、覚えておりませんが、討論会がなくとも、自分の政治姿勢や政策は、私は十分村民の方にしっかり訴えたと、このように思っております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） チラシ等の配布等で、そのときも両陣営の政策等が書かれているものを私も見たわけでございますが、現在の道志村を見たときに、多くの就労者は村外で働いております。告示後5日間の選挙期間で両陣営の政策、また考え方を生の声として聞く機会は、非常に少ないのではなかろうか、こんなふうに思っております。立候補予定者は、積極的に公開討論会または立会演説会等を行うべきだと、このように私は思っておりますが、村長はどのように考えておりますか。再度お聞きします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 今の質問は、最初の質問なんですか。後の質問は。

○10番（佐藤一仁君） 後の質問の再質問でございます。

○村長（長田富也君） では、後の質問は、全く同じです。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 答弁全く同じということですから、再々質問を行うわけですが、また同じ答弁しか返ってこないようにも思われますが、繰り返しになりますが、この公開討論会は、立候補予定者が互いに政策や考え方を直接村民に訴える場であるとともに、立候補予定者同士が議論を交わすことができる非常に有益な場であると私は考えております。有権者にとっても本当に大きな判断材料になると思われませんが、再度、村長にお聞きします。どのように考えておりますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 同じような質問で、どういうふうに答えていいかわからないんですけども、討論会でなくとも、自分の政治姿勢や政策目標を村民の皆様にしっかり訴える機会はあると思います。それを私は実行してきました。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、全ての立候補予定者は、政策本位の公明選挙をお願いするものでございます。

また、私ども議員は、選挙活動においては公明選挙を行うことをここにお約束するものがあります。

それでは次に、株式会社どうしについてお尋ねいたします。

株式会社どうしの問題は、たびたび問題になるわけですが、この株式会社どうしにつきましても、長田村長就任以来、3年間減免措置がとられておりますが、このことについてどのようにお考えなのか、村長にお聞きします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 株式会社どうしについてお答えします。

株式会社どうしが指定管理者になっている道の駅、道志の湯において、平成26年、27年、それぞれ月額150万円と10万円の使用料を徴収する協定を結んでおりました。しかし、道志の湯に関しては毎年赤字経営になっていることから、道志の湯の赤字部分を道の駅を減免することにより相殺してまいりました。

ことしの3月議会において、各施設の現状に合った使用料を徴収し、赤字の施設については委託料を払うべきとのご指摘を受けましたので、関係部署と協議し、平成28年度から、道の駅については従来どおり月額150万円を徴収し、道志の湯においては委託料を支払うこととし、各施設の経営状態に合った協定に変えました。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） ちょっと答弁の内容がよくわからなかったですけれども、今まで順調に運営してきたと思うんですけれども、それが、長田村長就任以来3年間、村として減免措置がとられているということでもありますので、そのことについてどのような理由があったのか、あと、どのような施策のもとにそのようになったのかということをお尋ねしているところでありますので、再度、答弁をお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 株式会社どうし、そのうちの中身は道の駅と、そして道志の湯。決算状況はそこだと思いますけれども、一般的には、道の駅のほうは、経常収支は順調にしていると思いますけれども、道志の湯は、私が社長になったとかどうかではなくて、その前か

らもう赤字経営になっている。そのお金のやりくりをするためにトータルのな株式会社どうしの決算をしていると思います。私はそういう認識です。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） ちょっと質問と答弁がかみ合わないような気がするんですけども、株式会社どうしの経営が黒字、赤字にとらわれず、委託料というものは、それ以外と考えるべきだと考えて今の質問をしたわけですが、再々質問まで行いましたので、次の質問に移らせていただきます。

3月定例会の中で、村長は、株式会社どうしの社長は充て職だからやっている、このような発言があったように思いますが、どのような意味でそのことをおっしゃったのか、その真意について、ここでお尋ねをいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） ただいまの質問です。

株式会社どうしは、100%村出資の会社であるため、当初から、村の代表として道志村長が代表取締役を務めております。定款の第20条に代表取締役を社長とするという規定があるので、村長になると、必然的に私が社長になるということを行ったものだと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） ただいまの答弁がございましたが、そのような決まりの中でやっているという解釈でよろしいですか。以前にもそういうことがあるもので、いろいろ矛盾点も出てくる可能性がありますので、その社長自体を、村長ではなくほかの人間にかわった方がいいじゃないかというような質問をしたことがあります。そのことについてはいかがでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） そのことは、前々から言っているように、今期中には答えを出すつもりであります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） ありがとうございます。

いずれにしても、道の駅、道志の湯は、道志村の最大の観光資源でございます。ぜひとも、社長は充て職だからやっているというような考え方ではなくて、積極的にその運営に取り組んでいてもらいたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、平成28年度一般会計補正予算（第5回）について、お尋ねをいたします。

平成29年3月定例会に提出されました一般会計補正予算の中で、公有財産購入費2,300万円の減についてでございますが、住宅用地として28年度中に購入するとのことでしたが、どのようなになったのか、結果を産業振興課長に端的にお聞きします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） ただいまの質問に対するお答えでございますけれども、若者定住、人口増加のための対策として、補助金等の縛りのない村営住宅を経営するための用地を探しておりましたところ、適した土地の話があったために、3月補正で予算措置手続を進めました。しかし、事務を進める過程で、所有者の意向などが変わってきたことから、3月中の購入は無理であると判断いたしまして、断念いたしました。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） 的確な答弁、ありがとうございます。

では、次の質問でございますが、この土地は、後に調べたところ、一部に農地が入っているとございしましたが、3月に補正予算を組んで3月中にこの土地を購入することが可能だったかどうかを総務課長にお聞きします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 担当課より話がありました3月の補正の時点、予算計上をした時点でございますが、この時点においては可能であると判断をいたしました。購入予定の一部

の農地が含まれていましたが、その部分を除いた大半については購入は可能だと考える中で、予算を担当課から要求があったものを計上をさせていただいたということでもあります。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） ただいま答弁いただいたわけですが、3月の補正でこのような案件が出るということは、地方自治法の補正予算編成規制に、ちょっと抵触するじゃないかと、こんなふうにも私は思うところがありますが、総務課長に再度お尋ねしますが、その辺についての考え方はいかがでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 補正予算の法的な部分で触れないかという話ですが、村長の政策的に、住宅建設が人口減少対策という中で喫緊の課題だということで、議員の先生方にも常々そういう話をさせていただいて、そういう中で、いち早く来年に向けて、建設に向けて予算を獲得して、施策を前へ進めようというような中で予算を計上したということが現状でございます。特に問題はないと思っております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） ただいま答弁いただきましたが、確かにそのような説明を受けたわけで、結果的には予算も通ったわけですが、その協議会の中において、次の質問ですが、この土地については、村長から、知り合いに頼まれて課長に指示した、このような発言がございましたが、そのことは非常に大きな問題であり、予算が特定の村民の利益のために使われるようなことがあってはなりません。その発言について、村長に説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） いろんなところでいろんな話をしますから、どのような発言をしたか覚えておりませんが、村営住宅建設のための用地を探している中で、ちょうどよい土地の購入の話があったので指示をした、そういうことを言いたかったわけです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） いろいろなところで発言するから、どのようなことを言ったか覚えていないということなんですけれども、先ほども申し上げましたように、一部の人のためにその予算措置がとられるなんていうことはあってはならないことだと思っております。それで、このことは、先ほど総務課長の答弁にありましたことにも付随すると思うんですけれども、総務課長にお尋ねしますが、そのような指示のもとにこの予算が組まれたということはないでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） もともと住宅建設につきましては、村民福祉の向上であったり、人口減少にもつながる政策目標でもあります。そんな中で、一部の方に対する利益の享受として考えておりません。村全体の利益のため、村民の福祉の向上のために予算を計上したつもりでございます。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤一仁君。

○10番（佐藤一仁君） もちろん、答弁の中で一部の村民のために予算を組んだというような答弁ができないわけですが、予算は村民のものでございます。村民のために使われるべき予算が、特定の村民に使われるようなことがあるということは、言語道断でございます。ぜひとも公平・公正な村政運営を村長にお願いして、一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告1番、10番、佐藤一仁君の一般質問を終わります。

◇ 佐藤和彦君

○議長（出羽和平君） 続いて、通告2番、3番、佐藤和彦君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤和彦君。

〔3番 佐藤和彦君 登壇〕

○3番（佐藤和彦君） 道志村総合計画についてご質問させていただきます。

公共交通の維持・充実についての質問であります。道志村では、公共交通の利用者の減少から民間の公共交通の運行が困難となりまして、路線バスの本数が激減をしております。また土日・祝祭日については、これを運休しており、公共交通のあり方として問われておるところでございます。

これについて道志村総合計画では、基本計画として、公共交通のニーズの調査、効果的な公共交通の導入の検討、公共交通機関の体制の充実とありますが、これらについて、事業を現在までにどのように進められてきたか、質問いたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

議員が言われますとおり、現在、村外へのバス交通は、平日、都留・富士吉田に2便ずつ、祝日につきましては一部の運行となっており、村民の生活の足の確保とは十分でない状況になっております。しかし、利用者の減少から、この平日の2便の確保すら、赤字補填として村が毎年、これは平成28年度でございますが980万円の、村が支払いを業者に行って維持をしているのが現状でございます。

道志村の総合計画の目標にありますとおり、この路線バスの増便がいいのか、多様なニーズに対応した新たなシステムの構築を考えなければならないのか、費用対効果も含めて早急に庁内で検討してまいりたいと考えております。なお、また検討委員会等も開く必要があらうかと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤和彦君。

○3番（佐藤和彦君） まだ行っていないということですが、現在の公共交通の満足度を村民に調査をしたところ、満足しているのが11%、90%の方々が不便、何らかの不満をしておることになっている。高齢化が進みまして、移動手段が自家用車しかない村民にとって、大変危険を冒して自力の移動をしなければならないこの現状は、都市住民とは考えられない住民サービスの格差であります。

これから対処する施策として考えられるのは、予約制のコミュニティーバスや介護タクシーなど、車いすであっても移動できる、可能なサービスだと思っておりますが、これについては、村長のお考えはどうでありますか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 私のほうで、ちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

今、議員がおっしゃいましたとおり、満足度が、非常に公共交通に対する不満がある状況でございます。そうした調査を、総合計画をつくる中でニーズ調査をさせていただき、その結果がおっしゃるとおりの数値となっております。

今考えておりますのは、議員おっしゃいましたとおり、いつでも注文に応じて対応できるような高齢者への対策、通院とか買い物とかそういったものへの対応、そして特に高校生等の通学。こうしたものに予約制で対応できるような交通がいいのではないかと考えておりますが、これも、今年度中に早急に方向性を出して対応したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤和彦君。

○3番（佐藤和彦君） 一般的にコミュニティーバスの成功例としては、一般的にですが、スクールバスの運行費用に見合った経費で地域住民の利用できる事例や、家の近くまで来てくれる利便性、交通事故の減少やCO₂削減というのにも効果がある。

またその反面、民間の路線バスの時間帯や料金、ルートの競合を避けるとか、予約が面倒、行き先が合わないなどと、デメリットも大変多く考えられるわけでありまして。しかし、このままの公共交通でよいということは、誰も考えていないと思われまして。官民一体となって、この問題はスピード感を持って考えていかなければならない問題であると考えています。これを持ちまして私の質問は終了しますが、どうかこの問題も、安全・安心の次にという問題でありますので、重く考えていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告2番、3番、佐藤和彦君の一般質問を終わります。

◇ 佐藤長久君

○議長（出羽和平君） それでは、通告3番、1番、佐藤長久君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 1番、佐藤長久君。

〔1番 佐藤長久君 登壇〕

○1番（佐藤長久君） それでは、続いて一般質問に入らせていただきます。

前段、ちょっと私、申しあげますと、今、私は食育推進計画についてということで常に考えているわけですが、今、周りの情勢を見ますと、国のほうの医療費の関係を見ましても、40兆円を超えるというふうな数字が出ています。それから、問題の国保のほうの財政を、どこを見ましても行き詰まっているというような感じをして見えています。それで、うちのほうの村だけではなくて、もっと深刻な市町村があるというふうにも考えています。それから、これをどうすればいいのかということで、これも日ごろ考えているところなんです、やっぱり結論は、健康寿命を延ばしていくしかないだろうと思うんですが、こうしていかないと、私は、村とか自治体ということだけではなくて、少し大きい話をしますが、国のほうの将来もおかしくなるかなというふうな気がしますので、この問題について再度、幾つかの点について質問をさせていただきます。

まず、平成24年3月制定された道志村食育推進計画におきましては、平成28年6月定例議会において、同計画に対する村長及び住民課長から、基本的認識等5項目について回答をいただいているのでございますが、次の点について、私、細かい資料を示してということで、準備させていただきましたので、お伺いしたいと思います。

最初、質問の1番目ですが、道志村食育推進計画、24年3月に制定された計画ですけれども、その計画の位置づけについて、ページ2に示されているところの道志村総合計画を、これ、村長さん、どのように理解されているか、そこをまずお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 道志村食育推進計画についてお答えいたします。

道志村食育推進計画に位置づけられている道志村総合計画は、どのように理解しているかについてお答えいたします。

総合計画は、道志村の魅力を高め、住みよい地域づくりを進めていくための道しるべとなるものであり、住民の皆さんが豊かで快適に暮らすことのできる将来の道志村の姿、また、目指すべき将来像を設定しており、道志村のあらゆる計画の最上位に位置づけられている計画であると理解しております。

以上ですけれども。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤長久君。

○1番（佐藤長久君） 村長さんの今言われているところは、理解はしますけれども、総合計画がどういうものかということではなくて、もう少し下に下がってきたもの、食育推進計画の中で考えられている食育推進計画と総合計画との関連性は、特に、この細かい資料で恐縮なんですけど、ページ2に示されている資料を見ると、もう少し違った考えが出てこないかというふうに村長さんにお聞きしたいと思って、何回も聞いているんですけど、私のほうから、ちょっと1つだけ考え方を示します。

村長さん、この図を見ているかどうかわからないんですけど、細かい資料はいいですけども、この食育推進計画の中で示されているこの総合計画を見ると、総合計画の基盤となるのが食育計画だというふうに、私のほうからは見られるんです。そうすると、この上に乗っかっている、例えば健康増進計画とか高齢者介護保険事業計画とか、それから、私、これも興味があるんですけど、教育ビジョンのほうまで、それから男女共同参画推進計画のほうまで影響してきて、この食育推進計画がしっかりしていないと、しかも、それが実行されていないと、どの計画も狂っちゃって、失敗するんじゃないかというふうな気がします。それで、多分この考え方は、国のほうへも私は、ちょっと大きいことを言いますけれども、通じるんじゃないかというふうに思っています。

ですから、例えば、今この表では、食育推進計画は丸で示されています、円で。ですけども、これが例えばいびつだったり三角形なんかの、少し不足するような不備のある食育推進計画だと、食育、じゃ基本になるというふうな考え方がこの中にありますけれども、これがしっかりしないと、ほかの計画も失敗するんじゃないかということで、この計画をしっかりとしたもの、この円のようなものにしたほうがいいんじゃないかということで、この考え方は、村長さんなら私もわかってくれるんじゃないかと思って、もう一回聞きます。お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） いずれにしても、計画したことは着々と進めていかなきゃならないと思います。こういう中で必要なことは、健康が第一ですから、食育の関係も大事なことだと思っています。でも、それをなかなか、こうしてああして、それだけ行くというのは、なかなか難しいと思います。それぞれの考え方があるわけですから。そういう中で、村の中にも、住民課の中でそういうことを対応して、そうして村の中へ食育、そういう組織をつくっていただいて、それでいろんなことをして、健康によい食べ物というんですか、そういうことを

盛んに進めていると思います。ぴったり当てはまらないかわからないですけども、考え方はそういう考え方を持って、そして、そういう見解もしているということを理解してもらいたいです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 1番、佐藤長久君。

○1番（佐藤長久君） ありがとうございます。

では、次の質問へ進ませてもらいます。

私、全部村長さんということで質問通告をしていますけれども、もしあれでしたら、課長のほうからやってもらってもいいと思っていますので。

2番目なんですけど、同計画において、ページ4に示されている国民健康保険レセプト分析、道志村1件当たりの医療費、それから、1日当たりの医療費、それから、1人当たりの医療費が現在どんなふうに移しているのか、数字を、できましたら少しわかりやすい数字、概略でもいいですから示して、できたらお答えをいただきたいと思います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 議員さんのおっしゃるように、なかなか数字的な答弁というんですか、それは私より担当課長のほうがわかっておりますので、担当課長のほうから答弁させていただきますけれども、よろしいでしょうか。では、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） お答えいたします。

推移の数値につきましては、確定しております平成27年5月の医療費についての数値でお答えさせていただきます。まず1件目に、1件当たりの医療費ですけれども、平成22年5月時点におきましては3万3,778円、それが、平成27年5月には3万5,874円、2,096円の増額になっております。2つ目に、1日当たりの医療費につきましてはですけれども、平成22年5月時点ですと1万3,825円が、平成27年5月には1万5,474円、1,649円の増額になっております。3点目に、1人当たりの医療費につきましては、平成22年5月、2万135円が、平成27年5月には2万3,079円と、2,944円の増額の推移となっております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤長久君。

○1番（佐藤長久君） ここで、ちょっと細かいところをやりたいんですが、時間の関係もありますから、課題、問題点については、後ほどまとめてやらせていただきます。

質問の3になります。同じ道志村食育推進計画において、ページ4に示されているところの年齢別、疾患別件数の推移がどのようになっているか、全部でなくて、大きいところだけで結構でございますので、お願いをいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） お答えいたします。

年齢別、疾患別件数の推移につきまして、数値の高い主なものについて、お答えさせていただきます。1つ目が高血圧性疾患。平成22年5月時点ですと55件、それが平成27年5月になりますと47件となっております。2つ目に糖尿病の関係が、平成22年5月には29件が、平成27年5月には22件となっております。3点目、その他の内分泌栄養及び代謝の件ですけれども、平成22年5月には20件が、平成27年5月には16件に推移しております。それから4点目、脳梗塞の関係ですが、平成22年5月には11件が、平成27年5月には6件に推移しております。それから、腎不全の関係ですけれども、22年5月には7件が、27年5月には2件に推移しております。

主なものは、以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤長久君。

○1番（佐藤長久君） ありがとうございます。

この問題も、また後ほどということにさせていただきます。

質問の4に入らせてもらいますが、道志村食育推進計画におけるページ5に示されている検診結果、いきいき健康村どうし健診における検診項目別有所見者数の推移について、よろしくをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） お答えいたします。

いきいき健康村どうし健診の結果を山梨県と比較いたしますと、次の項目に異常者が多い

状況となります。特にヘモグロビンA1cの数値につきましては、顕著となっております。

それでは、お答えいたします。

1つ目に、腹囲の関係ですけれども、平成22年5月には40.5%が、平成27年5月には37.1%と推移しております。それから、続きましてBMIの関係ですけれども、これ、身長と体重のバランスの関係ですけれども、平成22年5月には34.6%が、平成27年5月には34%に推移しております。3点目にヘモグロビンA1cの関係ですけれども、こちらは特に糖尿病等の数値を見る値ですけれども、90.2%が、27年5月には60.9%に推移しております。それから、4点目がコレステロールの関係ですけれども、57.6%が、27年5月には63.5%と推移しております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤長久君。

○1番（佐藤長久君） ありがとうございました。

続いて、この問題も後ほどにさせてもらいまして、次の質問に移らせてもらいます。

平成28年をもって推進期間5年を経過したところの道志村食育推進計画は、新たに計画樹立の必要性があると思います。また、もしその新たな方針があるかどうか、前回というか、課長さんの考え方は伺ったような気がしますけれども、またその間、何か変わったことがあるかどうか、回答のほうをお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） お答えいたします。

道志村食育推進計画は、新たに計画樹立の必要性、また、新たな方針があるかとの質問に對しまして、お答えいたします。

道志村食育推進計画は平成28年度で計画期間が終了したため、新たな第2次食育推進計画を策定いたします。策定に当たっては、第1次計画の検証、評価を行うとともに、関係する住民に対して生活習慣に関するアンケート調査を実施し、第2次計画を作成しております。

また、策定に当たっての新たな方針といたしましては、第1次計画の基本方針を引き継ぎ、基本理念を実現するための6項目を基本方針に掲げ、本計画を推進していきます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤長久君。

○1番（佐藤長久君） 時間の関係もありますから、最後の質問に移らせてもらいます。

道志村食育推進計画では、和食、洋食にこだわらず、バランスのよい食事をとることを推進しているとの回答を、平成28年12月定例議会で村長さんより回答をいただいているところですが、バランスのよい食事とはどのようなものなのかを、改めて村長さんにお伺いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） バランスのよいというのは、個人的な考え方もあるし、また、例えば病気をした後の食事のこともあるし、いろいろとあると思いますけれども、国の厚生労働省と農林水産省の共同により望ましい食事の組み合わせを示しました、食事バランスガイドが示されております。これによりますと、何をどれだけ食べればよいのか、その具体的な内容や分量が主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物といった5つの区分に分類されています。それを参考に、1日3回の食事をバランスよく食べ、適度な運動習慣を身につけて、健康的で豊かな生活を実践することが健康の源と考えております。

以上ですけれども。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤長久君。

○1番（佐藤長久君） ありがとうございます。

たしか、今の回答でいいと思うんです。それはどこかに書いてあったような気がしますので。

ちょっと時間がないので、余り細かい話はできませんけれども、私の考える食育というか、バランスのとれた食事というのはどういうものかというのを、ちょっと話しますけれども、基本に、やっぱりお米があるんです。洋食、和食にこだわらずバランスのよい、こうなんですけれども、いまの道志村の健康状態を見ても、これはやっぱり異常だと私は見ている。

これほど検診をやりながら、費用をかけながら、みんな医者へ行っているじゃないですか。それで、道志村でもやっぱりがんが多いですよ。全国的には2人に1人だなんて変なこと言っていますけれども、やっぱり米食を中心にした、しかもそれは白米ではなくて、玄米とは言いませんけれども、そういうものを中心にして、できるだけ動物たんぱくを減らす。牛乳を皆無にしるなんていうことは言いませんけれども、肉を食うなんていうことではなく

て、お米を中心にしたそういうふうな食育計画を具体的に、あの表を見ればとか、三角形のあれを見ればわかるなんていう話ではなくて、もう少し具体的なものを出す。特にお米を中心にした和食を例として示す必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） やっぱり食事については、議員さんがおっしゃるように和食を、中身を考えてバランスよく食べると。これが、私はそういう考え方を自分でもしている。

でも、やっぱり大勢の中での話になると、さまざまだと思います。だから、基本的には、厚生労働省とかそういうところで研究して出た結果が、こういうふうに出ていると思いますけれども、バランスのよい食べ物とは、そういうふうにして健康を維持していくということが大事だと思っています。

決して、個人的には佐藤議員さんがおっしゃるような、私は食事がいいかなと思っておりますけれども、そうすると、もしかしたら健康な方がふえるんじゃないかなと、自分ではそう思っていますけれども、そういうわけで、やっぱり公の話になると、そういうわけで、基本的なものがありますから、それにのっとった物の考え方をするという考えですけれども、よろしくをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤長久君。

○1番（佐藤長久君） 再々質問で終わらせてもらいますけれども、もっとやりたいですが、もっと聞きたいことがあるので。具体的なことで、再々質問をお願いします。

今、子供たちの、例えば中学生ですとか、中学生にかかわらず、高校生もだと思んですが、小学生まで、アレルギーの問題とかで苦しんでいる子がいるというのをわかっていると思うんですが、それに関連するんですけれども、私のほうの拙い情報ですが、例えば、その一番大きい原因を考えたときに、食べ物がある。環境もあるんでしょうけれども。その中で、例えば牛乳に問題があると言っているんですよね。それからもう一つは、まだ道志村では誰も言わないんですが、小麦に問題があるらしいんですね。それで、今の小麦は、小麦であって小麦でないなんていう、遺伝子操作をしてあるということですがけれども、それが我々の知らない間にこう、食品にまざってきているんです。それが、セリアック病なんていう聞いたことのないような病気に関連があって、その中で腸のほうへ影響しているというようなことがあります。

それから、もう一つ言うと、食品添加物の問題もあるんですね。特にその中で3大ナトリウムというやつ。これも、食品の表示を見れば恐ろしくなるようなあれがあって、確かに一つの基準があってやっているんですが、一つ一つの安全性の基準は示されていて、こうです、こう言っているんですね。だけれども、それを一緒に食っちゃったらどうなるのかなという検査結果もないし、資料もないらしいですね。それで、いろいろ考えてくると、恐ろしくなってくるんですけども、亜硝酸ナトリウムとかリン酸ナトリウムとかグルタミン酸ナトリウムなんていって、グルタミン酸ナトリウムなんていうのは、味の素ですよ。こういうふうな、これを本当はもっと別の機会でやりたいんですが、今言ったこういう個々の問題も大きい問題がありそうだというふうに、私は常に考えるようになってきちゃったんですが、村長さん、その辺のところ、聞いていますか。わからなければというか、余り考えたことがなければいいですけども、最後にこれをお聞きしたいです。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） もっと深く勉強すればいいかわからないですけども、なかなかそこまで勉強できなくて、知識もそれほどないんですけども、考え方は理解させていただきます。これで、完にしたいと思います。

以上です。

○1番（佐藤長久君） ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告3番、1番、佐藤長久君の一般質問を終わります。

◇ 佐 藤 進 君

○議長（出羽和平君） 続いて、通告4番、5番、佐藤進君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

〔5番 佐藤 進君 登壇〕

○5番（佐藤 進君） 日ごろは、村長さんを初め職員の皆様には、道志村の発展のためにご尽力いただきまして、ありがとうございます。

6月定例会において、2点、質問させていただきます。

まず初めに、横浜市水源地道志情報館、水カフェについてお伺いします。

昨年9月30日に横浜市保土ヶ谷区洪福寺松原商店街に開設して以来、道志村の情報発信拠点として、特産品の販売、移住情報、観光情報等、いろいろな情報発信を行っていると思いますが、どのような取り組みを行ったか、その成果はどうなったか、お伺いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） このことはまだ始めたばかりで、担当課のほうの課長に答弁をさせていただきますけれども、それでよろしく申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） それでは、現在までの取り組み状況についてご説明をさせていただきます。

同施設につきましては、議員がおっしゃいますとおり、オープン以来、農産物の直売、それから、道志村の情報を提供化していただく施設として、横浜市の市民との交流を通じた移住対策の窓口も兼ねて、事業を行っているところでございます。

9月30日にオープンをして以来、どんな活動をしたかということでございますが、通常は、クレソンを中心としました農産物の販売を行い、道志村のよさを市民に伝えながら交流を図って、さらには移住対策にも窓口としてご案内を申し上げているところでございます。

入り込みの客数でございますが、9月30日から4月末現在で4,253名の入り込みがございました。農産物の売り上げ等につきましては、月平均で108万3,000円となっております。これまで、農産物の販売のみならず移住対策を行う、さらにはイベント等も行っておりますが、これまで、3月26日には、まずイベントを開催しております。どんなことを行ったかといいますと、特産品の販売、新たな特産品としておからドーナツ、クレソンのゴマあえの試食会をするとか、そんなことを3月に実施をいたしました。さらに、5月20日でございますが、ナイトバザーへの参加をさせていただきました。店先に道志ポークウインナーの試食会をするとか、こういったこともさせていただいております。

そのほかの取り組みとしますと、ふるさと創生推進室、それから産業振興課、道の駅どうしによります水カフェワーキングの開催。これまで13回を開催しまして、課題の洗い出しを行ったり、解決策を検討しています。ちょっと申しおくれましたが、議員さんの提案で、足湯のご利用も、3月のイベント時に商店の前に足湯を設置させていただきまして、ご利用いただいたというような活動もやっております。

そんな中で、これまでの移住のご案内等の実績でございますが、移住については、移住相談を16件受けてございます。その後でございますが、徐々に反応が見えているというようなことで、具体的にその結果がまだ見えない状態にはありますが、相談を16件受けて、これからも、これがさらにふえるのではないかとというような考えでおります。さらに、今までどおり、こうした活動、イベント等をしながら、道志のよさを伝えていきたいと考えているところです。

以上でございます。

議長、すみません、訂正をさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 先ほど、オープン以来の入り込み客数でございますが、月平均4,253人の来客がでございます。今までのトータルとしますと2万5,520人ということになります。大変申しわけありません。訂正させていただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） 再質問です。

3月、5月といろんなイベントもあったようなんですが、これだけの2万5,500人という入り込み客の人数があるということだが、この施設は、道志村の情報発信拠点なので、夏前、また秋の紅葉の季節を迎える10月、またそれ以外のシルバーウィークなどに道志村の情報発信イベントを行い、大勢の横浜市民に道志村を訪れていただき、交流人口の増加につなげていただければと思いますが、いかがでしょうか。

また、今年度、これから株式会社どうしにはどのような情報発信をお願いしているか、お伺いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 議員が言われますとおり、これから夏場にかけて、さらにイベント等を今計画をしているところでございまして、今後の取り組みの方向でございますが、1つに、引き続き水カフェワーキングを行い、一人でも多くの方に足を運んでいただけるよう今の現状の改善を、検討の結果に基づいて改善をしていくと。それから、スタッフのスキルも徐々に上がってきているが、さらにスキルアップをするよう研修等を行って、移住に十分な説明ができるようなスキルアップを図っていくと。それから、夏祭りなど、松原商店街

のイベントには積極的に参加してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしく
お願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） 再質問です。

そのような中で、先日も村長さんも道の駅でごらんになったように、横浜市からは、たく
さんの中学生が体験学習に来ています。

その中でも、ことし5月16日から18日に2泊3日で、水カフェどうしの近くにある宮田中
学校が道志に体験学習で訪れました。宮田中学校は、五、六年前から体験学習を道志村で行
い、体験内容は、神地地区の伝統芸能「おきゅうだい」を体験しています。横浜市の中学生
が道志村の伝統芸能を毎年体験することは、大変すばらしいことだと思います。道志村には、
4地区に「お神楽」もあります。「おきゅうだい」を体験した中学生の家族や宮田町自治会
などに道志村の伝統芸能を紹介するイベントを、水カフェどうしとタイアップして行うのも
情報発信だと思いますが、いかがでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 夏祭り等のイベントの際に、そういった活動も検討してまいりた
いと思います。よろしく申し上げます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） 水カフェどうしは、道志村の情報発信拠点です。情報発信方法を検討
し、横浜市民に道志村のことを知っていただくために、定期的なイベントの開催を行って
もらいたいと思います。

続きまして、公共施設管理計画についてお伺いします。

昨年度策定した公共施設管理計画の取り組みについてお伺いします。平成29年3月策定さ
れたこの計画によると、公共施設の耐震化や老朽化を分析し、合理化、集約、共同化のため
の基本方針となるものと理解しております。この計画に基づき、道志小学校の跡地利用や、
老朽化が著しい施設については、専門委員会を設置し、今後のあり方について検討してい
きたいと、3月定例会の村長の招集挨拶に述べておりますが、現在までの取り組み状況をお聞
きします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 公共施設管理計画の取り組みについてでございます。

本年3月に、公共施設管理計画を策定いたしました。この管理計画は、限られた財源の中で、本村の将来を見据え、次世代に公共施設を引き継ぐために、施設の今後のあり方について基本的な方向を示したものとなっております。これまで、管理職会議において、それぞれの課が所管する施設についてフローを作成するなど、庁内で検討していますが、早急に専門委員会を設置し、検討していきたいと考えております。

以上ですけれども。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） 道志小学校については、平成25年度の耐力度調査において耐震基準を満たしていないため、建てかえが決まったわけですが、道志村としては、事前にこのような計画があった中で、小中一体校舎の建設計画案が出た時点では、利用計画は出ていなかったのでしょうか、お尋ねします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） そのときはまだ、今もそうですけれども、学校をどういうふうにかからしていくかと、あの学校をどういうふうに使っていくかと、その計画は、その時点ではなかったかなと思っております。それはいつのことを言っているんですか、3月。

○5番（佐藤 進君） ではなくて、平成25年度で小学校が。

○村長（長田富也君） 平成25年の計画のときは、本当、定かではなくて困りますけれども、多分そのころ、まだ残っている小学校をどうするとかいう計画はなかったかなと思っております。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） その後、小学校跡地利用の件ですが、体育館のほうは耐震補強は済んでいるんですが、校舎はまだ耐震基準に適應されていません。校舎も利用できれば、この道志村においては利用価値は無限にある施設と思います。しかしながら、公共施設管理計画では、この耐震基準をクリアできていません。

また、道志村のハザードマップにおいても、この地域が急傾斜地並びに土石流の特別警戒地域になっています。いずれにしても、この急傾斜地並びに土石流の特別警戒処置の対策を行わなければ、今後、何の利用もできないと思いますが、これに対しての村の取り組みをお聞きいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 議員おっしゃるように、あそこの旧校舎を必要として使う場合には、そういうわけで耐震の補強もしなきゃならないし、裏側の危険箇所も整備しなきゃならないし、いろいろ課題はあると思います。でも、まだ何か使えそうなことはないかなと、それはこれから考えていくと思います。その過程の中で、議員おっしゃるような工程は必ずあると思いますけれども、よろしくお願いします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤進君） 続きまして、道志水源の森生産物直売所は、平成29年4月から休業しています。この計画では、野外音楽堂など今後の利用が見込まれないため、将来的な維持・更新対象からは除外することになっておりますが、再検討するお考えはありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） この公共施設管理については、担当課の産業課のほうで答弁させてもらいますけれども。では、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 佐藤議員のご質問のとおり、公共施設等総合管理計画では、水源の森の水車小屋、野外音楽堂については、老朽化が著しく、今後の利用も見込まれないことから、取り壊す予定になっております。

現在、水源の森は、経営不振から指定管理者が撤退し、4月以降の営業を休止しております。しかし、水源の森は本村において大切な観光資源であり、生産物直売所などはまだまだ利用可能であります。今後の運営については、観光施設等運営委員会において検討していただく予定で進めておりますが、村としては、プロポーザル方式などを用い、一般企業から広

くアイデアを募る方向で考えており、その中で、それぞれの施設について新しい提案があれば、見直しも考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） その野外音楽堂とか、解体するにはまた費用がたくさんかかると思いますが、そういうのも兼ねて、その壊す前に一度、そういうものを利用できる人たちもいると思うので、広く公募してもらうことはできるでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） そのアイデアを募る中に、野外音楽堂をそれほどお金もかけずに再利用ができるアイデア、いいアイデアなどがあつた場合には、取り壊さずにそのまま利用するというのも、一部直して再利用するというのも、当然含まれると考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） その検討するという中で、私たちも議会議員になりまして1年たち、観光施設運営委員会という委員にもなっていますが、1年たちますがまだ一度もそのような会議も開かれておりませんので、できるだけ早い時点でそのような会議を開いていただき、みんなで、大切な村の財産でありますので、上手な運営の仕方を話し合いたいと思いますのでよろしくお願ひしたいんですが、大体、そのような予定はありますか。お聞きいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） ことしの4月の間に、運営委員会のメンバーを、村長のほうから内諾をいただきまして委員の選定をさせていただきました。その人たちに、ただいまから招集をかけさせていただきまして、できれば6月中にでも水源の森の跡地利用等の議題で会議を開きたいというふうに思い、現在、進めているところでございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○5番（佐藤 進君） この水源の森等の施設用地は借地のため、借地料がかかっていると思いますので、早急に検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告4番、5番、佐藤進君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

（午前11時48分）

平成 29 年第 2 回道志村議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 29 年 6 月 9 日 (金曜日) 午後 3 時開議

- 第 1 報告第 1 号 平成 28 年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第 2 報告第 2 号 平成 28 年度道志村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第 3 承認第 1 号 専決処分の承認について (道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 第 4 承認第 2 号 専決処分の承認について (平成 28 年度道志村一般会計補正予算 (第 6 回))
- 第 5 承認第 3 号 専決処分の承認について (平成 28 年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 回))
- 第 6 議案第 30 号 道志村防災コミュニティセンター設置及び管理条例
- 第 7 議案第 31 号 道志村行政連絡員設置条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 32 号 道志村個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 33 号 道志村税条例等の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 34 号 道志村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 35 号 道志村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 36 号 道志村営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 37 号 道志村若者定住応援条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 38 号 平成 29 年度道志村一般会計補正予算 (第 1 回)
- 第 15 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
- 第 16 同意第 1 号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 17 同意第 2 号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 18 同意第 3 号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 19 同意第 4 号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第20 同意第 5号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第21 同意第 6号 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第22 閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番	佐藤長久君	2番	菅谷政文君
3番	佐藤和彦君	4番	杉本孝正君
5番	佐藤進君	6番	出羽和平君
7番	山口博康君	8番	大田博文君
9番	池谷高明君	10番	佐藤一仁君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	教育長	長田和夫君
総務課長	山口晃司君	住民健康課長	山口亮君
産業振興課長	佐藤万寿人君	教育課長	諏訪本栄君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 佐藤太清君

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、平成29年第2回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後3時00分)

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） これより本日の議事は、配付してあります日程表第2日目のおりであります。

◎報告第1号の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、報告第1号 平成28年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、村長から報告がありました。

◎報告第2号の報告

○議長（出羽和平君） 日程第2、報告第2号 平成28年度道志村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、村長から報告がありました。

◎承認第1号から承認第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第3、承認第1号から日程第5、承認第3号までの3案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

担当課長は順次説明願います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 承認第1号 専決処分の承認についてご説明いたします。

道志村国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれ

を報告し、議会の承認を求めるものであります。

道志村国民健康保険条例の一部改正につきましては、保険料の減額、第22条第1項第2号中の「26万5千円」を「27万円」に改め、同項第3号中の「48万円」を「49万円」に改めるものであります。

改正の背景につきましては、国における国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の交付に伴い、道志村国民健康保険条例につきましても所要の改正を行うものであり、今後高齢化の進展等により、医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、低所得者の保険料軽減措置の拡大を段階的に行うものであります。

改正の内容につきましては、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準額を引き上げるものであります。具体的には、5割軽減の軽減対象となる所得基準額の「26万5千円」を「27万円」に、2割軽減の軽減対象となる所得基準額の「48万円」を「49万円」に改めるものであります。

なお、附則において、施行期日をこの条例は平成29年4月1日から施行すると定めております。

また、経過措置として、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成29年度以降の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の保険料については、なお従前の例によると定めております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 続きまして、承認第2号、専決処分の承認についてご説明いたします。

専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月、専決処分としましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

内容につきましては、平成28年度道志村一般会計補正予算（第6回）においては、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,078万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億5,568万5,000円とするものであります。

理由につきましては、3月定例会終了後、村税、譲与税、交付税、地方交付税、地方消費税交付金、国県支出金等の額が確定したため、これを予算化し、専決処分したものであります。

す。

主な内容であります。歳入におきましては、村税2万1,000円の増、地方譲与税18万5,000円の増、利子割交付金4万5,000円の増、配当割交付金26万6,000円の減、株式譲渡所得割交付金3,000円の減、地方消費税交付金327万7,000円の減、自動車取得交付金2万6,000円の減、地方特例交付金9万3,000円の減、地方交付税731万6,000円の減、分担金及び負担金7万5,000円の減、使用料及び手数料39万8,000円の減、国庫支出金1,084万5,000円の減、県支出金155万7,000円の減、諸収入30万8,000円の減、村債マイナス150万円の減で、歳入合計1,078万1,000円となり、歳出におきましては、総務費マイナス463万円の減額、商工費900万円の増、土木費2,040万円の減、教育費16万9,000円の増、公債費3,000円の増、諸支出金507万7,000円の増、合わせて歳出合計1,078万1,000円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

また、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によります。繰越明許費につきましては、第3表繰越明許費補正になります。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 承認第3号 専決処分の承認についてご説明いたします。

平成28年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第4回）の専決処分については、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,132万9,000円とするものです。

補正の内容は、歳入において国庫補助事業の確定に伴う、村負担分の財源を一般会計からの繰入金260万円増額、簡易水道事業債を320万円減額、歳出においては医薬材料費で消毒用塩素代を30万円減額、県事業主体の中山間事業完了に伴う負担金30万円減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

また、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正によります。

以上、ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（出羽和平君） 以上の3案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、3案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号から承認第3号までの3案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

3案件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第3号までの専決処分の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第30号から議案第37号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第6、議案第30号から日程第13、議案第37号までの8案件は条例案で関連する議題であるので、一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

担当課長は順次説明願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 議案第30号 道志村防災コミュニティセンター設置及び管理条例についてご説明いたします。

本条例につきましては、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大渡、野原地区に整備しました防災コミュニティセンターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めたものとなっております。

内容につきましては、1条、2条において設置の趣旨、3条において設置位置を定め、4条において管理の委任を、5条において使用の制限等を設け、6条においては経費負担を、7条においては賠償責任について定めたものとなっております。

なお、本条例は公布の日から施行することとなっております。

ご審議のほどをよろしく願います。

引き続き、議案第31号 道志村行政連絡員設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村行政連絡員設置条例の一部を改正につきましては、別表第1中「久保笹久根」を「久保、笹久根」に改めるものとなっております。

理由につきましては、久保、笹久根地区を久保地区と笹久根地区にそれぞれ行政区として分割したい旨、地区総意に基づく要望があったので、所要の改正を行うものとなっております。

なお、本条例は平成29年7月1日から施行するものとなっております。

ご審議のほどをよろしく願います。

引き続き、議案第32号についてご説明をいたします。

道志村個人情報保護条例等の一部改正につきましては、改正個人情報保護法の施行に伴い、パーソナリティーデータの利用促進を図り、新産業、新サービスの創出と安心・安全なマイナンバー利用事務の拡充のため、所要の改正を行うものとなっております。

内容につきましては、個人識別符号、要配慮個人情報の定義づけを行うとともに、要配慮個人情報にあつては取り扱いに新たに規定を設けるものとなっております。

なお、この改正は公布の日から施行することとなっております。

以上、ご審議のほどをよろしく願います。

引き続き、議案第33号 道志村税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方自治法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものとなっております。

改正内容につきましては、第32条において、配偶者控除、配偶者特別控除の対象となる所得金額の引き上げ等を行い、第33条において上場株式等の配偶者所得等に係る個人住民税の選択、附則第8条において、平成29年度租税特別措置法のうち、牛用肉の売却による農業所得の課税の特例の延長による対応。附則第17条の2において、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延期等を設けたものが、主な改正内容となっております。

ご審議のほどをよろしく願います。

引き続き、議案第34号 道志村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を

改正する条例についてご説明いたします。

道志村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部が本年4月1日から改正され、それに伴う所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、減価償却の特例及び地方譲与税課税免除等に伴い、国税に係る原価償却の特例及び地方税の課税免除または不均一課税に伴う不措置の対象業種について「情報通信技術利用事業」を廃止し、新たに「農林水産物等販売業」を追加するものとなっております。

また、附則において本条例の適用年月日を、本年4月1日とすることと定めております。

以上が改正内容となっております。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第35号 道志村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

道志村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、趣旨、第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。また、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数、第4条第1項第1号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改めるものであります。

条例改正の背景につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令により、主任介護支援専門員研修の更新研修の受講が必要となったこと、主任介護支援専門員の資格要件の定義が改正されたため、省令改正の内容に合わせた条例に改正するものであります。

改正内容につきましては、主任介護支援専門員は主任介護支援専門員研修の終了後5年ごとに更新研修の受講が必要となったものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

また、経過措置として、改正後の主任介護支援専門員には、平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を含むものとする定めてあります。

以上が、道志村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の

内容になります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長 佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第36号 道志村営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の改正は、所得による入居条件を緩和することにより、村営住宅の有効利用と若者等の定住、人口増加を促進することを目的とするものです。

改正の内容は、第6条中のウの中で、同居する子供の年齢を小学校就学前の者から満18歳まで緩和し、所得については月額21万4,000円から25万9,000円に緩和するものです。また、オにおいて、今後子育てを見込めることから、新たに同居者である配偶者の年齢の合計が70歳以下である場合には、月額25万9,000円の項目を追加いたしました。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

続きまして、議案第37号 道志村若者定住応援条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正により、現在の条例第6条第1項に10年以上継続して村内に居住することの要件を加えることにより、より長期の定住を促すとともに、短期間で転売等による移転の抑制強化を目的としております。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用すると定めております。

以上、審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号から議案第37号までの8案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

8案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 道志村防災コミュニティセンター設置及び管理条例、議案第31号 道志村行政連絡員設置条例の一部を改正する条例、議案第32号 道志村個人情報保護条例等の一部を改正する条例、議案第33号 道志村税条例等の一部を改正する条例、議案第34号 道志村過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例、議案第35号 道志村包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第36号 道志村営住宅条例の一部を改正する条例、議案第37号 道志村若者定住応援条例の一部を改正する条例、以上8案件は原案のとおり決しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第14、議案第38号 平成29年度道志村一般会計補正予算（第1回）について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、山口晃司君。

○総務課長（山口晃司君） 議案第38号 平成29年度道志村一般会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

平成29年度道志村一般会計補正予算（第1回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,197万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,697万2,000円とするものであります。

第1条の補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、9款地方交付税197万2,000円の増、14款県支出金1,100万円の増、20款村債900万円の増、歳入合計2,197万2,000円の増額補正となっております。

歳出につきましては、2款総務費25万円の増、6款農林水産業費2,122万2,000円の増、7款商工費50万円の増、歳出合計2,197万2,000円の増額補正となっております。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出補正予算によります。

第2条によります地方債の変更は、第2表地方債補正予算によります。

また、歳入歳出の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりとなっております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号の採決をいたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり決しました。

◎諮問第1号の上程、説明、意見、採決

○議長（出羽和平君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口亮君。

○住民健康課長（山口 亮君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件についてご説明いたします。

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、市町村議会の意見を求め、法務大臣が委嘱するものであり、任期は3年間となっております。人権擁護委員には、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済などの各種の人権擁護活動に積極的に従事され、社会貢献の精神に基づ

いて、熱意を持って積極的かつ活発な人権擁護委員活動が求められております。

国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な措置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とされております。

道志村の人権擁護委員の定数は、法務大臣により3名と定められており、そのうち1名が平成29年9月30日をもって任期満了となります。このため、諸手続を行い、平成29年7月15日までに管内の大月法務局を経て、法務大臣に推薦書を提出することとなっております。

つきましては、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村10876番地。氏名、佐藤徹子。生年月日、昭和35年6月28日。
以上の者を推薦したいので意見を求めます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について意見を求めます。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 意見なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦を適当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、本案件は原案のとおり推薦を適当と認めることに決定いたしました。

◎同意第1号から同意第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程16、同意第1号から日程第21、同意第6号までの6案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤万寿人君。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 道志村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

現農業委員は、7月19日に任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、新たな農業委員について議会の同意を求めるものであります。

同意第1号から第6号まで、新たな農業委員の住所、氏名、生年月日を読み上げることで、説明とさせていただきます。

同意第1号、住所、山梨県南都留郡道志村7886番地。氏名、佐藤美知子。生年月日、昭和30年1月2日生まれ。

同意第2号、住所、山梨県南都留郡道志村1666番地。氏名、佐藤高正。生年月日、昭和24年7月24日生まれ。

同意第3号、住所、山梨県南都留郡道志村7619番地。氏名、山口栄一。生年月日、昭和36年11月24日生まれ。

同意第4号、住所、山梨県南都留郡道志村5747番地。氏名、花上和広。生年月日、昭和32年1月27日生まれ。

同意第5号、住所、山梨県南都留郡道志村10690番地。氏名、池谷寿男。生年月日、昭和35年8月1日生まれ。

同意第6号、住所、山梨県南都留郡道志村9730番地。氏名、渡辺三次。生年月日、昭和35年3月21日生まれ。

以上について同意を求めます。

○議長（出羽和平君） 以上、6案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより、同意第1号から同意第6号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

お諮りいたします。

同意第2号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決しました。

お諮りいたします。

同意第3号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決しました。

お諮りいたします。

同意第4号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決しました。

お諮りいたします。

同意第5号、本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決しました。

お諮りいたします。

同意第6号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号は原案どおり同意することに決しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第22、閉会中の所管事務の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から閉会中の

所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため研修等実施の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は議会運営委員長、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 平成29年第2回道志村議会6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月6日の開会以来、本日の閉会までの会期中、議員各位におかれましては慎重審議を賜り、提出いたしました議案につきまして、原案どおり可決、承認をいただき、心からお礼申し上げます次第であります。

さて、7月には村長選挙が執行されることになり、在任中における定例会は最後となりましたが、これまで議員各位と村の将来について議論を交わし、よりよい行政運営を目指し頑張ってまいりましたが、4年の任期はあまりにも短く、まだまだやり残した政策課題も山積しております。村民、議会の方々から意見を聞きながら村の将来にかかわる大きな計画を策定してまいりましたが、この計画に沿って施策を前に進めるのは、私に課せられた村民との約束であると考えております。この約束の履行のため頑張っていく所存です。どうかこのことをご理解いただき、今後も行政運営全般にわたるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位のご健康とご活躍をご祈念申し上げ、第2回道志村議会6月定例会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本定例会、まことにありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで本日の日程を全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって、平成29年第2回道志村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

（午後3時44分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
